

浜田市告示第 124 号

浜田市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 7 月 25 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給要綱の一部を改正する
告示

浜田市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給要綱（平成 20 年浜田市告示第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項中「第 101 条の 2 の 12 第 4 項」を「第 101 条の 2 の 13 第 4 項」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。